

動物を

捨てる

殺傷

虐待

犯罪

です

殺傷は5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金  
遺棄・虐待は1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

(動物の愛護及び管理に関する法律)

動物の遺棄・虐待を発見したら最寄りの保健所・警察署へ通報してください。



山梨県

